

## 障害児通所の方向性に関する整理メモ

令和3年9月15日

第6回障害児通所支援の在り方に関する検討会・参考資料

又村 あおい

### 1 前提条件

すでに取りまとめられている「障害児支援の在り方に関する検討会」報告書の考え方を基本的な方向性とする。

- (1) 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進と合理的配慮
- (2) 障害児の地域社会への参加・包容を子育て支援において推進するための後方支援としての専門的役割の発揮
- (3) 障害児本人の最善の利益の保障
- (4) 家族支援の重視

この4点を「ライフステージに応じた切れ目の無い支援（縦の連携）」と「保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等とも連携した地域支援体制の確立（横の連携）」によって具現化する。また、相談支援の推進や支援者の専門性の向上等を目指す。

また、児童期における5領域11項目に代わる状態判定指標はCDS様の研究成果（以下「CDS指標」という。）を用いる。ただし、実用化までにさらな

る研究を要する場合には、当面の措置として5領域11項目による3区分（児童の短期入所で利用している3区分、以下「3区分」という。）を活用することも考えられる。

財政面については、近年のように障害児通所支援給付が伸び続けることは難しい可能性が高いことを念頭に、ある程度は障害児通所サービスの中で削るところ、増やすところのメリハリをつけるイメージとする。

## 2 児童発達支援

児童発達支援事業（以下「児発事業」という。）と児童発達支援センター（以下「児発センター」という。）については、原則として現行のサービス体系を維持する。ただし、児発センターには（少なくとも）未就学児の療育支援に関する総合的・中核的役割（コーディネート機能）が期待されることから、求められる地域支援の在り方を明確化する必要がある。その上で、児発センターが地域の児発事業をスーパーバイズする体制とすることが望ましい。

また、子どもの育ちについて深く悩んでいる保護者等に対する家族支援が極めて重要な時期であることから、「障害児支援の在り方に関する検討会」報告書においても家族支援の重要性が指摘されていることや、市町村によっては療育相談が整備されていない実態もあることなどを踏まえ、時間をかけて保護者の

悩みに耳を傾ける「家族伴走支援加算（仮称）」などを新設する。

なお、ライフステージに応じた「縦横連携」を実現するためには地域における総合的・中核的役割（コーディネート機能）を果たす機関が必須であり、現行制度では児発センターが適任である。ただし、当面は学齢児までを含めた対応が困難であるとすれば、放課後等デイサービス（以下「放デイ」という。）を「中核型」と「一般型」（いずれも仮称）に分類し、中核型放デイが、地域における学齢児の「縦横連携」を担う整理も考えられる。

一部で展開されている高校未在籍児を対象とした児発事業については、実態として放課後等デイサービス（以下「放デイ」という。）の利用が認められていないことから、当面は現行どおり維持する。ただし、将来的には放デイの対象やみなし成人の取扱いなどを見直すことが望ましい。

### 3 放課後等デイサービス

放デイについては、サービスと報酬の体系を見直す。

サービス体系については、現行の役割が大きく療育・発達支援タイプ（いわゆる塾・習いごとタイプを含む）と保護者の就労支援タイプに分かれていることを踏まえ、前者を「Ⅰ型」、後者を「Ⅱ型」として分類する。Ⅰ型・Ⅱ型の分類方法は、定員に対する利用登録児童数とする。Ⅱ型（就労支援タイプ）は必然的に

設定定員と登録児童数が近くなることから、たとえば「利用登録児童が設定定員の2倍以上はI型、2倍未満はII型」といった分類が可能である。また、上記のとおり中核型放デイを設定する場合には、中核型と一般型も分類される。なお、中核型放デイは児童センターに準じる地域支援の実施を必須とする。

報酬については、サービス体系に加えて利用する子どもにも着目した設定とする。

具体的には、現行の「事業所規模（定員）」と「利用時間」に加えてCDS指標または3区分による報酬差を設定する。その際には、現行の個別サポート加算Iを廃止し、子どもの状態像によってメリハリのある報酬差とする。その上で、I型>II型、中核型>一般型の報酬設定とするが、II型については放課後児童クラブとの併設（児童の共生型）を実施した場合の「児童共生型加算（仮称）」などを設けることも考えられる。

なお、中核型放デイについては、地域支援の1つとして主に障害児を対象とした単独型短期入所の設置をして要件とすることも考えられる。

#### 4 訪問型サービス（保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援）

訪問型サービスについては、まず基盤整備が最重要であることから、児童センターと中核型放デイが必須で実施すべきサービスとする。その上で、支援者が先

方へ出向いて支援することの専門性を重視し、訪問支援で力を発揮できる人材を育成する研修を導入して加算で評価することも考えられる。

また、保育所等訪問支援は個別給付となるが、保育所や幼稚園等が機関支援を求めるケースもあることから、児発センターと中核型放デイも地域支援にこうした機関支援を位置付ける。

## 5 相談支援

「障害児支援の在り方に関する検討会」報告書においても相談支援の役割が重要とされていることを踏まえ、児発センターと中核型放デイの地域支援には障害児相談の実施が含まれる旨を明確化する。

また、障害児分野においては基幹相談的機能が非常に弱く、子育て世代包括支援センターや要保護児童対策地域協議会などとの連携を図る際のカウンターパートが存在していない。そのため、児発センターや中核型放デイが児童の基幹相談支援センター（児童分野の委託相談）を受託できるよう、国からも働きかけることが必要である。

## 6 利用者負担

利用者負担については、以前の支援費制度まで用いられていた（現在もやむを

得ない措置で用いられている) 保護者の所得税額に応じたきめ細かい応能負担を導入する。

## 7 市町村の関与

障害児通所支援が市町村の管轄となって10年が経過し、相応のノウハウが蓄積されてきたと考えられること、特に児童発達支援については未就学期の極めてデリケートな時期を支援するサービスであり、市町村母子保健や療育相談との緊密な連携が不可欠なことなどから、原則として障害児通所支援の事業所指定・更新申請(および事業所類型の決定)には市町村の推薦書添付(もしくは事業所指定前の市町村意見照会)を必須とする。

また、児発センターや中核型放デイには市町村の自立支援協議会へ年1回以上の支援実績報告を義務付け、(日中サービス支援型グループホームで先例がある)他方で市町村には自立支援協議会へ児童部会など報告の受け皿を設置するよう働きかける。

以 上